

一つ森公園弓道場トイレ清掃業務仕様書

一つ森公園弓道場トイレ清掃業務の実施に当たっては、施設の特徴を十分理解し、衛生的かつ快適な施設環境を維持するため、所定の業務を行うものとする。

1 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 施設概要

- (1) 名称 一つ森公園弓道場
- (2) 位置 秋田市下北手桜字蛭沢62番地1
- (3) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- (4) 年間利用人数 5,803人（令和4年度実績）
※1日平均 16人（開館日数359日）
- (5) 清掃対象面積 7.4㎡

3 清掃日および清掃時間

(1) 清掃日

毎週1回金曜日に実施する。ただし、金曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）に当たる場合は、その前日又は翌日に変更する。

(2) 清掃時間

原則として、午後1時から午後5時までの間に行うものとする。ただし、清掃時間の変更については、本市と協議の上、決定するものとする。

4 清掃作業

清掃用洗剤等は、人的・環境面に十分配慮した製品を使用し作業を実施すること。

5 経費の負担区分

清掃業務遂行上、必要な清掃用具は、乙（受託者）の負担とする。

6 その他

- (1) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
- (2) 施設の改修および機器の更新等により、清掃日、清掃時間、清掃回数および清掃作業に変更が生じた場合は、本市と協議の上、変更内容を決定する。

7 補則

この契約に定めない事項について疑義が生じた場合は、甲（秋田市）乙（受託者）協議の上、変更内容を決定する。

設 計 書

工 種	ス 振	課 長	副参事	主席主査	担当	担当 スポーツ振興課庶務・管理担当
番 号	第 7 号					
年 度	令和 5 年度	作成年月日	令和 5 年 月 日		委託概要 別紙仕様書による 委託期間 秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の継続委託契約とする。 年度別支出内訳 令和6年度 円 令和7年度 円 令和8年度 円 合 計 円	
委 託 名	一つ森公園弓道場トイレ清掃業務委託					
委 託 場 所	秋田市下北手桜字蛭沢62番地 1					
設 計 金 額						
委 託 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日					

設計明細書

番号	名称	仕様	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
1	トイレ清掃費		1	式			
2	諸経費		1	式			
	小計						
	消費税						
	合計						

設計明細書

番号	名称	仕様	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
1	トイレ清掃費						
	(1)トイレ清掃費	トイレ(7.4㎡) 4月から3月まで年間	156	回			年52週
	小計						